

大田区中央防波堤埋立地町名案募集要項

中央防波堤埋立地が造成された場所は、大田区の先人の皆様が江戸時代から「生産と生活の場」とし、海苔の養殖などを通じて大田区の産業と地域社会を築いてきたという歴史的沿革を持っています。

その帰属については、大田区と江東区との間で係争中でしたが、令和元年9月20日に示された判決を受け入れ、両区の境界が確定しました。

そこで、新たに大田区に編入される区域の町名案を募集します。



1 募集内容

中央防波堤埋立地町名案

(1) 以下の視点も参考にしてください。

ア 江戸時代から連綿と続く海苔養殖業等の歴史的沿革。ただし、海苔にまつわる名称を求めるものではありません。

イ 主に埠頭として利用され、物流機能の強化によって大田区及び、「世界につながる国際貿易拠点港」をめざす東京港の発展。



(2) 発音出来る名称としてください。

(3) 特定の事業者、団体等の宣伝となるような名称としないでください。

(4) 現在大田区で使用されている町名と重複しないようにしてください。

2 応募資格

区内在住・在勤・在学の方であればどなたでも可能です。

3 募集期間

令和元年12月17日（火）～令和2年1月31日（金）（必着）

4 応募方法

（1）提出書類

応募用紙の指定はありませんが、下記の事項を記入してください。

- ア 町名案（ふりがな）
- イ その町名案がふさわしいと思う理由
- ウ 応募者の住所、氏名（ふりがな）、連絡先
- エ 区内在住・在勤・在学の別

（2）提出方法

次のいずれかの方法により応募してください。

ア 応募用紙（ハガキ可）を以下の宛先まで郵送、持参

<郵送>

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号

大田区役所区民部戸籍住民課戸籍住民担当

<持参>

大田区役所区民部戸籍住民課戸籍住民担当1階2番窓口

イ 大田区ホームページ内の中央防波堤埋立地町名案募集ページより申込

5 応募規定

- （1）応募は、1人何点でも構いません。
- （2）応募用紙は返却しません。
- （3）応募町名案は、提出後に修正することはできません。
- （4）応募にかかる費用は、応募者の負担とします。
- （5）応募者の個人情報、本募集関連事務のみに使用し、一切公表しません。
- （6）応募者は、募集要項の記載事項すべてに同意いただいたものと見なします。

6 選考方法

- （1）「大田区中央防波堤埋立地町名案選考委員会」で選考を行い、町名案の候補を決定します。
- （2）最も応募数の多い町名案に決定するとは限りません。
- （3）応募状況によっては、採用町名案無しということもあり得ますのでご了承ください。
- （4）公序良俗その他法令の定めに反するものは審査の対象外となります。

7 選考結果の公表

令和2年5月頃におおた区報及び大田区ホームページ等で発表します。

8 問合せ先

大田区役所区民部戸籍住民課戸籍住民担当

電話 03-5744-1133